



東神楽町で上下水道をご使用になる皆さまへ

上下水道のしおり

水道・下水道をご使用いただくうえで知っておいてほしい情報、手続き、料金のお支払い・管理方法などを紹介しましたので、ご活用ください。

東神楽町の水道	1
水道水が家庭に届くまで	1
安全でおいしい水	3
水道のしくみ	3
東神楽町の下水道	4
下水道のしくみ	5
ご使用に関する手続きについて	6
料金について	6
お支払い方法	8
水道の故障・凍結・事故が起こったとき?	9

東神楽町の水道



東神楽町は、北海道の屋根である大雪山連峰を水源とする豊富な水資源に恵まれており、旭川市からの給水区域にある一部の地域（聖台地区）を除き、各戸で地下水を飲用水としてきました。

近年、市街化の進展とともに地下水の水位低下が懸念され、また、大規模な住宅団地が開発され人口が増加し、生活様式の変化などもあり水の使用量が増大するなどがみられました。

そこで、生活用水、産業用など増大する水需要に対し、安心・安定した水の供給を図るため水道を整備してまいりました。

整備地域は、ひじり野地区並びに中央地区（かつら町、つつじ町、南町、さくら町）になり、水道の普及率も69.8%（令和2年3月末現在）に達しています。

日常生活に水を欠かすことはできません。現在そして将来にわたり水資源を確保し、安心して使える水の安定した供給を図ってまいります。その水の管理・維持などの費用は、皆様に納めていただいている料金によって支えられております。

水道水が家庭に届くまで



東神楽町の水道水は、井戸で汲み上げた地下水を4カ所の水道施設で処理し、水道水としてみなさんの家庭へ供給しています。

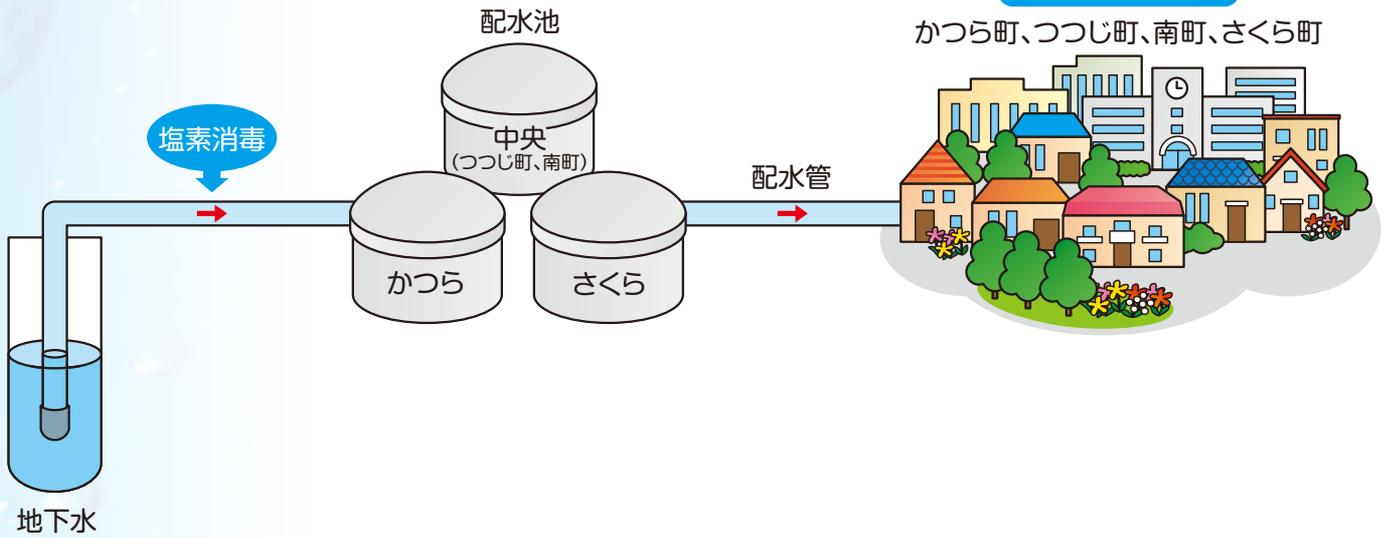
ひじり野地区においては、人口増加に伴い供給する水の量が増えてきたことなどから、安定した水道水の供給を行うために、平成21年度から、旭川市忠別川浄水場で処理された水と地下水を併せて供給しています。

地下水は水質がきわめて良好な水であるため、水道施設における処理は、水道法に基づいて塩素を注入する塩素消毒のみをしています。

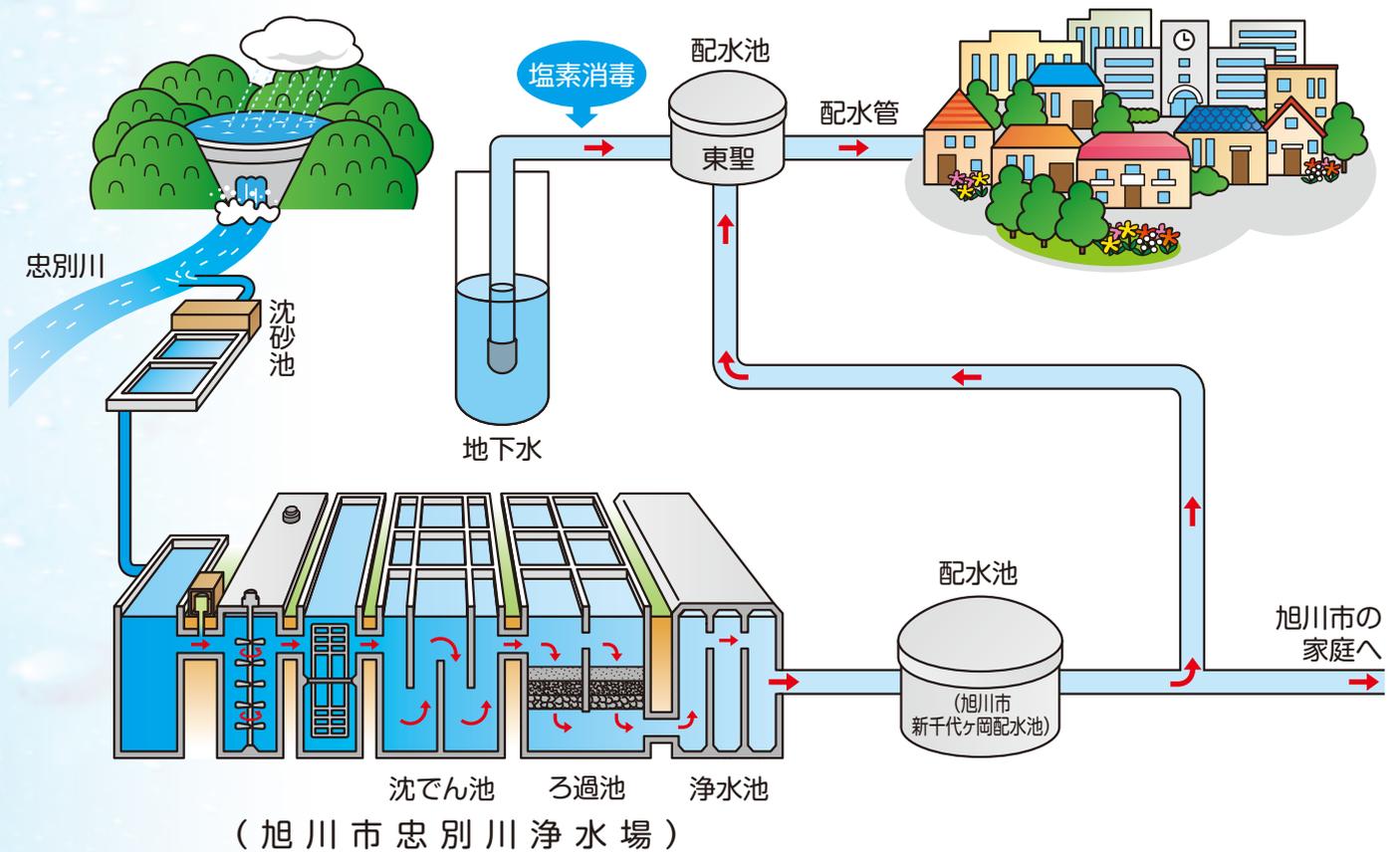
旭川市忠別川浄水場からの水は、忠別川の水を、薬品を使って濁りを沈殿させ、砂の層でろ過したうえで塩素消毒をおこなっています。

中央地区

かつら町、つつじ町、南町、さくら町



ひじり野地区



安全でおいしい水



町では、水道の水質について、水道法で定められた検査を実施し、その安全を保つよう厳しく管理しており、検査結果を毎月、町のホームページ及び建設水道課窓口で公表しています。

いずれも水質基準に適合しており、また、町の水道水は厚生省（現厚生労働省）の諮問機関である「おいしい水研究会」が示した「おいしい水の要件」にも当てはまるなど、安全でおいしい水道水を供給しているといえます。

水道使用者の方から水質に関して、「やかん、蛇口、流し台など水が乾いた後に白いものが付着する」との問い合わせをいただくことがありますが、水道水にはカルシウム、マグネシウム、ケイ素といったミネラル分が含まれ、水が蒸発すると、このミネラル分は蒸発せずに残るため、水の蒸発、乾燥が繰り返される部分では、ミネラル分が白いものとなって付着していきます。

このミネラル分は人体に必要な栄養素なので、健康上心配はありませんが、これらのものが付着しないようにするには、こまめに掃除をする必要があります。

このおいしい水も、決して無限ではありません。貴重な資源でもありますので、水をむだなく使うように心がけ、節水にご協力をお願いします。

水道のしくみ



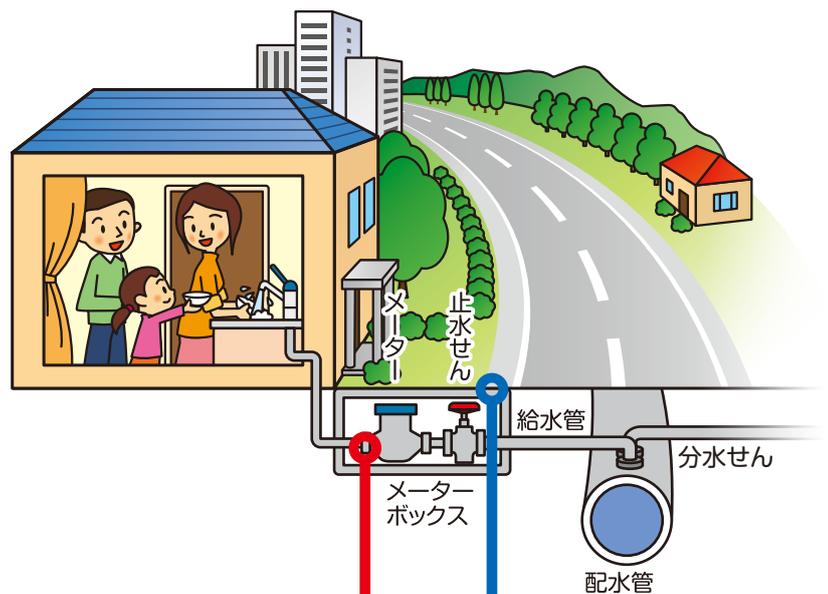
ご家庭の水道設備（給水設備）は、建物の所有者が設置したもので、所有者の財産となります。従って、給水設備の修理費用等は、所有者の負担となります。

※給水設備とは

水をお届けするために、道路に埋められた水道管（配水管）から分かれて、宅地内に引き込まれた給水管とこれに直結して取り付けられている止水栓、水道メーター、水抜栓、蛇口などをまとめて「給水装置」といいます。

維持管理区分

- ① 道路に埋められている水道管（配水管）は、町が管理します。
- ② 宅地内の「給水装置」は、皆さんの管理になります。



区 分	宅地部分	道路部分
呼 び 名	給水装置	配水管
所 有 者	所有者または使用者	東神楽町
維持管理	所有者または使用者	東神楽町
水質管理	東神楽町	
漏水修繕	所有者または使用者	東神楽町

水道メーターは大切に

水道メーターは水道料金を決めるために重要なものですので、大切に管理して下さい。

メーターは家屋、物置、車庫などの中にならないようにして下さい。

水道メーターは、町の費用で8年毎に取り替えます。

メーター本体のほとんどは、地中のメーターボックスの中、約1mの深さに設置されているため、メーターボックスの上には、ものを置いたり、工作物及び庭などを築造しないでください。築造を計画の際は、メーター取替の支障となる場合がありますので、町の指定工事店にご相談ください。(指定工事店は9ページを参照のこと)

犬は、出入り口や水道メーターから離して、つないでおいてください。



東神楽町の下水道

下水道は、家庭の台所、洗濯、風呂、洗面所、トイレなどの生活排水や工場・事業所などの汚れた水(汚水)を集め、きれいな水にして川や海に戻す役割を果たしています。

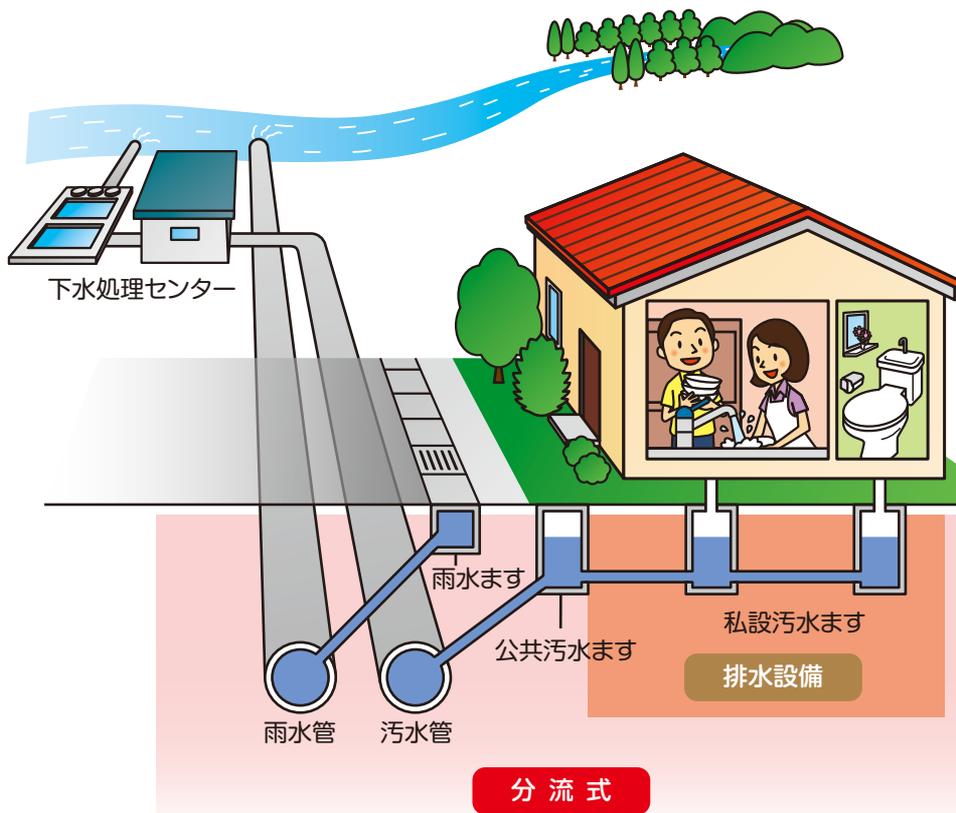
それにより自然が守られ、衛生的で美しいまちを保ちます。

東神楽町の下水道は、汚水用管路と雨水用管路の2つを整備し、汚水用管路は、汚水管を通り、旭川市神居町忠和の下水処理センターで、きれいな水にして石狩川へ流しています。

雨水用管路は、雨水(まちに降った雨)を速やかに川に流し、まちを浸水被害から守る役割を果たしています。

下水道は、生活環境の改善、水質保全、浸水の防除などのために整備され、下水道普及率は令和2年3月末現在で84.4%。水洗化率は100%となりました。

その施設の維持や管理など、下水道事業は皆様に納めていただいている使用料などによって賄われており、雨水は公費で負担していますが、汚水は私費(使用料)で負担しなければならないことになっています。



下水道のしくみ



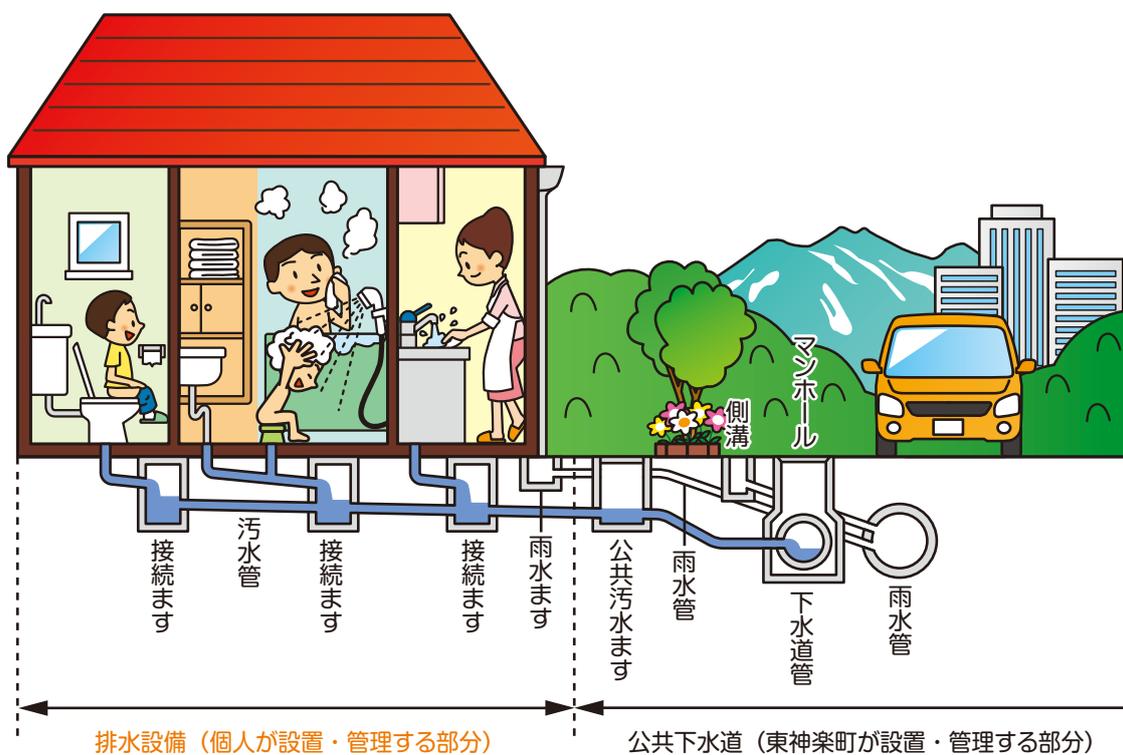
ご家庭の下水道設備(排水設備)は、建物の所有者が設置したもので、所有者の財産となります。従って、排水設備の修理費用等は、所有者の負担となります。

※排水設備とは

家庭から出る生活排水を下水処理場まで導くために、道路に埋められた下水道(下水道本管)から取り出し、宅地内に設置された公設汚水樹に接続する宅地内の排水管、掃除口、トラップ、水洗便器などをいいます。

●維持管理区分

- ①道路に埋められている下水道管は、町が管理します。
- ②宅地内の「排水設備」は皆さんの管理になります。



ご使用に関するお手続きについて

お引越しや長期間留守にするときなど、次のときには、役場建設水道課で上下水道の使用開始・中止の手続きをお願いいたします。

- **ご使用になるとき** 例:「引っ越してきたとき」「使用を再開するとき」
- **ご使用をやめるとき** 例:「引っ越していくとき」「長期の出張や入院等で長い間水道を使用しないとき」
- **ご使用者、所有者の住所又は氏名が変わったとき**

料金について

水道料金

水道料金は、毎月5～15日頃にメーター検針を行い、使用水量により決定します。

検針の際は、「水道使用量のお知らせ(検針票)」を郵便受けなどに投函しますので、使用量などの内容についてご確認ください。

検針票の見方

水道使用量のお知らせ

南1条西1丁目3番2号

東神 太郎 様

①	お客様番号 001234-001	水道用途 一般用 ③
②	管理番号 312-005-000	口径 20
		下水道用途 家事用

令和2年12月請求分

④ (使用期間 11月7日 ~ 12月6日)

⑤ 請求予定金額 2,997 円

水道料金	1,677 円
下水道使用料	1,320 円
(上記の金額には消費税及び地方消費税が含まれております。)	
今回使用水量	12 m ³
(下水道使用量)	12 m ³
今回指針	119 m ³
前回指針	107 m ³
旧メーター使用量	m ³

⑥ 請求予定金額は、実際の請求額とは異なる場合がございます。今回の振替日は1月4日の予定です。

検針日	1月6日	前回使用量	12 m ³
		前々回使用量	11 m ³
検針員	建設水道課	前年同月使用量	m ³

お知らせ

水道料金 口座振替済のお知らせ

⑦ 令和2年11月請求分(振替日 11月30日)

領収金額 2,997 円

水道料金	1,677 円	使用水量	12 m ³
下水道使用料	1,320 円	(下水道使用量)	12 m ³
(上記の金額には消費税及び地方消費税が含まれております。)			
上記金額をご指定の口座から振替させて頂きました。			

東神楽町長

問合せ先

東神楽町 建設水道課 管理グループ
〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
TEL 0166-83-5413

☆このお知らせ票で料金のお支払はできません。

裏面もご覧ください

- ① お客様番号
- ② 管理番号
- ③ 使用用途区分
- ④ 前回と今回の検針日
- ⑤ 今回の使用水量と請求金額
- ⑥ 口座振替をご利用のお客様には、今回検針分の口座振替予定日を表示
- ⑦ 口座振替をご利用のお客様には、前回の口座振替済みのお知らせ

料金表 (下記の料金には消費税及び地方消費税が含まれております。)

用途	基本料金		超過使用料(1㎡につき)
	一般用	5㎡まで	849円
6～10㎡まで		1,383円	147円
臨時用	10㎡～	5,332円	314円

水道料金の計算方法

基本料金と超過料金の合計額が水道料金になります。
ただし使用水量が基本料金の範囲内の場合は、基本料金となります。

例1：使用水量が20㎡の場合

基本料金	6～10㎡まで	1,383円
超過料金	11～20㎡まで	147円×10㎡=1,470円
合計		2,853円

例2：使用水量が8㎡の場合

基本料金の範囲内のため	6～10㎡まで	1,383円
-------------	---------	---------------

下水道使用料について

水道水を使用している場合は、水道メーターの水量が、使用水量になります。

地下水を利用して汚水を下水道に流している場合(用途:家事用)は、水道メーター未設置のため、使用人数によって使用水量を決める認定水量を採用しています。

家事用以外(店舗、工場等)で地下水を利用する場合は、汚水排出量を測るために地下水メーター等を取り付けていただくようお願いしております。(未設置箇所は、従業員数・風呂・水洗トイレ等の利用状況で決める認定水量を採用しています。)

料金表 (下記の使用料には消費税及び地方消費税が含まれております。)

メーター設置箇所(水道水使用)

用途	基本使用料 (8㎡まで)	超過使用料(1㎡につき)		
		9～20㎡	21～50㎡	51㎡～
家事用	880円	110円		
家事用以外		110円	126円	165円

メーター未設置箇所(認定水量)

用途	使用人数	認定水量	使用料
家事用	1人	8㎡	880円
	2人	15㎡	1,650円
	3人	19㎡	2,090円
	4人	23㎡	2,530円
	5人以上は23㎡に1人増加ごとに3㎡を加算		
家事用以外	基本使用料 (8㎡まで)	超過使用料(1㎡につき)	
		9～20㎡	21～50㎡
	880円	110円	126円

● 下水道料金の計算方法

(メーター設置箇所)

基本料金と超過料金の合計額が水道料金になります。

ただし使用水量が基本料金の範囲内の場合は、基本料金となります。

例1：使用水量が20㎡の場合

基本料金	8㎡まで	880円
超過料金	9～20㎡まで	110円×12㎡=1,320円
合計		2,200円

例2：使用水量が8㎡の場合

基本料金の範囲内のため	8㎡まで	880円
-------------	------	-------------

(メーター未設置箇所)

使用人数によって使用水量を決める認定水量により計算します。

例：使用人数が2名の場合

7ページの表より、認定水量が15㎡となりますので、料金は**1,650円**です。

お支払い方法

料金のお支払いは、「口座振替」と「納入通知書払い」の2つの方法からお選びいただけます。

● 口座振替でのお支払い

お客さまご指定の口座から料金を振替させていただきます。

なお、口座振替日は、毎月末日(土日祝日のときは翌営業日)となります。

口座振替のお申込み方法

下記の金融機関または役場建設水道課でお申込みください。

(お申し込みに必要なもの ●金融機関のお届け印 ●預金通帳)

ご利用いただける金融機関

- 北洋銀行本支店 ●北海道銀行本支店 ●旭川信用金庫本支店
- 北央信用組合東神楽・旭川市内・東川各支店 ●東神楽農業協同組合本支店 ●ゆうちょ銀行

● 納入通知書でのお支払い

町からお届けする納入通知書により、以下のいずれかによりお支払いができます。

なお、毎月20日頃に送付いたしますので、毎月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

金融機関等による方法

- 役場会計課・ふれあい交流館住民サービスセンター又は上記金融機関

※北海道外のゆうちょ銀行でのお支払いをご希望のお客様は、建設水道課までご連絡ください。専用払込取扱票を送ります。

コンビニエンスストアによる方法

- セブン-イレブン ●ローソン ●ローソンストア100 ●セイコーマート ●MMK設置店
- くらしハウス ●コミュニティ・ストア ●ハマナスクラブ ●生活彩家 ●タイエー ●ポプラ
- デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ハセガワストア ●ニューヤマザキデイリーストア
- ミニストップ ●ヤマザキデイリーストア ●スリーエイト ●ヤマザキスペシャルパートナーショップ

※各期の金額が30万円以下の納付に限ります。

モバイル決済による方法

- LINE Pay ●PayPay

※令和3年4月からモバイル決済をする事ができます。

水道の故障・凍結・事故が起こったとき？



水道が故障した場合

宅地内や建物の水漏れなどの故障は、すぐに修理してください。ご家庭でなおせない故障は、とりあえず応急処置をして(例:屋内での水漏れの場合は、水抜栓を操作して水を落としてください。)町の指定工事店へ修理を依頼して下さい。なお、調査・修理費用は所有者の負担となります。

排水給水指定業者一覧

(50音順)

(令和2年9月1日現在)

会社名	住所	電話番号	排水	給水
旭川ガス管工事(株)	旭川市宮前1条5丁目3556番地2	0166-31-9620	○	○
旭川建築設備(株)	旭川市忠和5条6丁目9番16号	0166-61-0130	○	○
(有)アッブ	旭川市神居5条3丁目2番20号	0166-63-0005	○	○
(株)旭川浄化	旭川市神居町上雨紛193番地1	0166-74-6322		○
(株)エーステック	旭川市豊岡4条10丁目7番27号	0166-37-1444	○	○
(有)大島設備	旭川市東4条10丁目2番7号	0166-25-3320		○
(株)大林	旭川市永山6条8丁目9番5号	0166-48-8210	○	○
(株)落合工業	旭川市旭町1条15丁目	0166-51-5351	○	○
カサイ住宅設備	上川郡東神楽町ひじり野北1条5丁目1番3号	0166-83-2397	○	○
(株)北岸工業	旭川市東鷹栖4線10号2番地の13	0166-74-4631	○	○
(株)木本動力工業所	旭川市永山町6丁目	0166-48-1246	○	○
(株)キョウエイ	旭川市末広2条1丁目5番9号	0166-50-2772		○
協和設備(有)	旭川市新富2条2丁目9番22号	0166-25-4198	○	○
(株)キョクネン	旭川市10条通21丁目2番1号	0166-33-0888	○	○
(株)クラシアン	札幌市北区北10条西2丁目9番1号	011-728-2301	○	○
(株)コーテック	旭川市永山北2条8丁目11番1	0166-40-0133		○
小廣川建設(株)	上川郡東神楽町北1条西1丁目8番5号	0166-83-3591		○
(有)ころのいえ	旭川市豊岡6条10丁目10番5号	0166-83-5666		○
(有)コンサル舎・とやま	旭川市永山北2条8丁目	0166-74-4856	○	○
(株)齊藤工業所	旭川市春光1条8丁目12番32号	0166-51-8808		○
昭栄建設(株)	旭川市神楽岡15条5丁目2番22号	0166-65-1811	○	○
新徳工業(有)	旭川市北門町15丁目	0166-51-8880		○
新日章(株)	旭川市永山14条3丁目4番25号	0166-26-0808	○	○
(株)セラ・ハウジング	旭川市大町3条6丁目2397番地の31	0166-55-7788	○	○
大栄建築設備(有)	旭川市神楽岡8条3丁目2番22号	0166-65-6624	○	○
(株)大協	旭川市豊岡4条7丁目1番22号	0166-32-3004	○	○
大建工業(株)	旭川市緑が丘南5条2丁目2番15号	0166-60-5500	○	○
大明建設(株)	旭川市東8条1丁目2番17号	0166-26-5344	○	○
(株)大洋パイピング工業	旭川市旭町2条1丁目	0166-52-2278	○	○
高橋建設(株)	上川郡東神楽町南1条東2丁目2番17号	0166-83-2443		○
(株)道北暖房設備	旭川市永山北2条7丁目158番地の1	0166-47-4388	○	○
(株)成田工業所	旭川市東6条2丁目3番3号	0166-24-1237	○	○
(有)にれ設備工業	旭川市神居2条3丁目1番6号	0166-62-8788		○
(株)原田設備工業	旭川市工業団地3条2丁目1番23号	0166-73-5260	○	○
(株)ハンキ	旭川市東光8条10丁目1番4号	0166-37-2550	○	○
(株)美瑛プロパンセンター	上川郡美瑛町丸山1丁目4番3号	0166-92-3141		○
(株)弘谷住宅設備	旭川市宮下通24丁目左5号	0166-31-1719	○	○
北伸設備工業(株)	上川郡東神楽町ひじり野南1条3丁目	0166-83-4222	○	○
(有)丸勝工務店	旭川市東光8条2丁目4番5号	0166-31-9148	○	○
丸信衛生工業(株)	旭川市新屋町1丁目1番17号	0166-23-2528	○	○
(有)メディック市村	上川郡鷹栖町北野東5条1丁目3番18号	0166-73-6061	○	○
(株)柳沼	上川郡東神楽町北2条東2丁目3番1号	0166-83-2136	○	○
柳原工業(株)	旭川市春光7条5丁目8番21号	0166-51-5944	○	○
(株)山田ポンプ商会	上川郡東川町西町9丁目1番5号	0166-82-2938	○	○
龍後設備(株)	旭川市8条通17丁目右10号	0166-25-0111	○	○

水道管の凍結防止

冬期間の水道管凍結には、十分、注意して下さい。

「寒さが厳しくなると予想されるとき」や「長期間水道を使用しないとき」などは、水抜栓を操作して水を落として下さい。

水の落とし方

- ① 蛇口をしめて下さい。
- ② 次に、水抜栓のレバー又はハンドルを完全に「閉」にして下さい。
- ③ 次に、すべての蛇口を一杯に開けておいて下さい。

★注意★ 水抜栓の操作が不十分ですと、水が落ちずに水道管の凍結や破裂の原因となります。

水道管が凍結したら

簡単な凍結の場合は、凍結した個所にタオルを巻きつけ、お湯をかけると水がでるようになります。それでも水が出ないときは、町の指定工事店に修理をお申込みください。(指定工事店は9ページを参照のこと)

漏水かな?と思ったときは

水道メーターを確認してください!

水道メーターにはいくつかの警告マークが表示されるようになっています。

漏水マークが表示されていないか確認してください。

自宅の蛇口を全て閉めても、パイロット表示が動いている場合は、宅地内のどこかで漏水していることが疑われます。

宅地内の漏水は、発見が遅れると水道料金がかさむこととなりますので、早急に町の指定工事店に依頼して修理をしてください。



断水の際のご注意

非常災害、水道施設の損傷、水道施設の工事やその他公益上やむを得ない場合には、給水を停止(断水)したり、制限することがあります。

この場合は、事前に予告可能な場合はお知らせしますが、緊急でやむを得ない場合は予告なしの断水等となります。

これらの断水や給水制限のため、損害をこうむることがあっても、東神楽町水道事業給水条例第10条の規定に基づき、町はその責任を負いませんので注意願います。

トイレが詰まったとき

簡単つまりは、市販の吸引ゴムを使用して取り除いてください。

下水道が詰まったとき

下水道に係る排水設備は、宅地側(お客様が設置した排水設備)と道路側(公共下水道)とに分かれています。宅地側の部分が詰まったときは施工業者へ(費用は使用者が負担)、道路側の部分が詰まったとき建設水道課までご相談ください。

夜間、休日の緊急な事故の通報

夜間・休日に、道路から漏水している場合、または水道の水が止まらないなど緊急を要する事故が発生したときには役場へご連絡ください。

★連絡先★ 建設水道課(役場代表電話:0166-83-2111)



東神奈川マスコットキャラクター
「かぐらっき」

水道に関する問い合わせ・相談は

- 水道の使用開始・休止、使用水量や料金などに関すること
建設水道課管理グループ 電話 83-5413
- 水道の水質・施設、工事などに関すること
建設水道課建設グループ 電話 83-5414